この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「保育専門委員会」 ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/hoiku_senmon）からご覧いただけます。

2026-1-21　保育専門委員会（第４回）

18時00分～19時52分

○秋田委員長　皆様、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから第４回「保育専門委員会」を開催いたします。

今回は、対面とオンラインでの開催となっております。御多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は「生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実について」、御議論をいただきます。

本日の委員の皆様及び事務局の出欠につきましては、お手元の資料で御確認いただければと思います。

それでは、議事に入ります。議題、「生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実について」、まず事務局より御説明をお願いいたします。

○西尾補佐　それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

まず表題なのですが、今回の会議では「生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実について」と題しています。

生涯にわたるウェルビーイングの向上は、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、いわゆる「はじめの100か月の育ちビジョン」において、幼児期までこそ生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最重要であることが示され、保育はその幼児期に当たりますので、保育を充実させることで一人一人のこどもの生涯にわたるウェルビーイングに資するということにつながるかと思っています。

まず、１枚目の青い色の資料に現状と課題をお示ししています。

１番として「現状について」記載しています。

最初の丸では、前回改定時からの制度的な動きとして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が令和５年４月に施行されたこと。また、同法にはこども施策の基本理念として、こどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることなどが規定されており、その利益にのっとり整理した「こどもの権利と尊厳を守る」「安心と調整の循環」などの５つのビジョンが100か月の育ちビジョンにおいて示されたことを記載しています。

その上で２つ目の丸ですが、こういった背景から保育とどのような関連があるかというと、こうした理念等を踏まえて全ての乳幼児に格差なく質の高い保育、教育を保障し、乳

幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育んでいくことが必要であること。

また、３つ目の丸で、多様性の包摂、共生社会の実現に向けて、障害のある乳幼児に対する合理的配慮の提供や、外国籍等の乳幼児への文化的・言語的背景を踏まえた対応が求められる中、特別な配慮を必要とする乳幼児への援助が一層重要となってくることをお示ししています。

その上で、「２．乳幼児一人一人を尊重した援助の充実」として３点お示ししています。

最初に、①として「養護と教育の一体性に関する課題」をお示ししています。

まず、現行の保育所保育指針等では、乳幼児が現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、乳幼児一人一人に対して十分に養護の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること等が重要であると示されています。

しかし、一方で、養護及び教育を一体的に行うこととされているものの、その意味や具体的な実践の在り方については現場によっては理解にばらつきがあり、実践上の混乱が生じているとの指摘があるとされています。

次に②としてですが、「乳幼児一人一人の興味や関心に応じた保育・教育の実践に関する課題」として、先ほど申し上げた「こども基本法」との理念に基づき、全ての乳幼児に格差なく質の高い保育・教育を保障するためには、一人一人の状況や発達過程等を踏まえた丁寧な理解に基づく援助を行うことが重要であるにもかかわらず、一部の幼児教育施設においては、乳幼児一人一人の思いを置き去りにした一方的な指導が行われているとの指摘があることは、これまでの会議等でもお示ししてきたところでございます。

最後に「③特別な配慮を必要とする乳幼児への援助に関する課題」として、近年、障害であったり、外国籍等で日本語に不自由のある乳幼児が増加傾向にあり、具体的な援助や実践については個々の保育士等の努力と工夫に委ねられている状況にあるとの指摘がある。そのため、保育士等が有する保育に関する専門性を援助の基盤としつつも、園が必要とする専門知識を有する専門職や専門機関との連携の下、特別な配慮を必要とする乳幼児に適切な支援を行っていくことが重要であるということをお示ししています。

２枚目をおめくりいただきたいのですが、こちらでは前のページの背景及び課題を踏まえた上で「改善・充実に向けた論点（案）」としてお示ししています。

本日御議論いただきたい内容として大きくは３点、①から③でお示ししていますが、まず前提となる事項について上部にお示ししています。

一番上の四角では、養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育全体にとって重要なものであるとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、生命の保持や情緒の安定を図るなど、養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開することとされています。

次の四角では、乳幼児は同年齢であっても発達の個人差が著しいほか、前回会議で御議

論いただいた施設種別等にかかわらない円滑な接続移行の観点である家庭環境や生活経験、入園までの保育所等の利用状況などにも違いがあることから、乳幼児一人一人の発達過程や興味、関心に応じた保育を行うことが重要であること。

また、最後の四角で、障害の有無や国籍等による文化的・言語的背景の多様性等も考慮し、乳幼児一人一人の特性やニーズ等に応じた援助のさらなる充実が求められていること。

これら３点を踏まえて、以下の事項、３点について一層の改善・充実を図ってはどうかということをお示ししています。

まず１点目の論点なのですが、①で「乳幼児期の育ちと学びを支える養護の重要性の明確化」として、上の丸で、養護が乳幼児期全般を通した育ちと学びの基盤、並列というのではなく、基盤となり得るよう位置づけや記載内容の整理を図ってはどうかということ。

下の黒丸で、例えば現行の指針の「養護に関するねらい及び内容」は、特に「乳児保育に関わるねらい及び内容」と重複する部分が多く、また、保育士等の援助と乳幼児の姿が混在する箇所があることなどから、より分かりやすい記載をすることが重要ではないかということをお示ししています。

次に②ですが、「一人一人のこどもの理解を踏まえた援助の充実」として、最初の丸で、保育におけるこどもの理解は、乳幼児と実際に関わり、心を通わせる中での保育士等の気づきや振り返りを通して、広がり、深まっていくものであることから、固定的な見方や決めつけにとらわれない姿勢を大切にするとともに、乳幼児の行動や育ちを一般的な発達の目安や乳幼児同士の比較から優劣として捉えるのではなく、その過程や思いに目を向けることが重要ではないかということ。

また、２つ目の丸ですが、保育士等は自分自身が保育の人的環境の一部であることを自覚し、自らの眼差しや関わり方が乳幼児にどのように受け止められているかを振り返る視点を持つとともに、乳幼児は場面や相手との関係性によって異なる姿を見せることを踏まえ、ほかの保育士等や保護者と乳幼児の姿を共有し、多面的に理解を深めていくことが重要ではないかということ。

最後の丸ですが、こうした丁寧なこどもの理解を踏まえた援助の充実は、乳幼児一人一人の人権に配慮し、人格を尊重することにつながるとともに、不適切な保育の防止の観点からも重要ではないかということをお示ししています。

最後に３点目の論点ですが、こちらは「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」として、最初の丸で、障害のある乳幼児や外国籍等の乳幼児のみならず、全ての乳幼児に対して、一人一人の育ち行く過程全体を大切にし、ここは②の「一人一人のこどもの理解を踏まえた」というところと重複するということかと思いますが、②番を押さえた上で、一人一人というところを確認した上で、周囲の様々な人との相互的な関わりを通して育つ存在であることを踏まえた援助が重要ではないかということ。

また、次の丸で、特別な配慮を必要とする乳幼児に対しても保育の基本は共通でありますが、より個別的な援助が必要である場合には一人一人の特性やニーズ等に応じて専門職

や専門機関と適切な連携を図り、その充実を図っていくことが重要ではないかということをお示ししています。

本日御審議いただきたい内容は、大きくこの３点になります。

３枚目以降なのですが、参考資料、データを掲載しております。

３ページ以降ですが、４ページ、５ページに「こども基本法」、100か月ビジョンの概要、それから続きまして６、７ページなのですが、こどもの意見の尊重等に関する調査研究について掲載させていただいております。

８ページ以降ですが、こども家庭庁で実施した実態調査に関するデータを掲載しています。障害保育の実施状況の推移であったり、増加傾向にあることがこのデータからも読み取れるかと思います。

また、14ページなのですが、「個別の教育支援計画」について、こちらは国立特別支援教育総合研究所の様式を参考として掲載させていただいています。

15ページからですが、外国籍等のこどもに関して取組事例の御紹介、また在留外国人の推移や取組状況、また人権を尊重するという観点から虐待の防止等に関するガイドライン及びデータをお示ししています。こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上で、事務局の説明を終わります。

○秋田委員長　西尾課長補佐、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、ただいまから説明いただきました論点につきまして御議論をいただきたいと思います。御発言を希望される方は挙手ボタンを押していただきますよう、対面、オンラインともにお願いを申し上げます。

また、本日委員長の秋田がオンラインで参加をしております関係から、大豆生田委員長代理が順に御指名をくださるということになっておりますので、大豆生田先生から指名がありましたらミュートを解除して御発言ください。議事進行全般は秋田のほうでさせていただきます。御発言が終わりましたら、再度ミュートにしていただきますようお願いを申し上げます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、いかがでございましょうか。

○大豆生田委員長代理　それでは、倉石委員からお願いします。

○倉石委員　御発言の機会をいただいてありがとうございます。

今日は申し訳ありません。所用で少し早く抜けさせていただきますので、最初に発言の機会をいただくということにしました。ありがとうございます。トップバッターで緊張していまして、うまく話せるかどうかなのですが、事務局のほうから今回、養護と教育の一体に関する明確化ということで整理をいただいてありがとうございました。

私はこの点についてはやや不慣れな点があるのですけれども、ふだん保育現場等で先生方とお話をする中で感じたことを３点お話しさせていただきます。

まず１点目は、①の「幼児期の育ちと学びを支える養護の重要性の明確化」と、②の「一人一人のこどもの理解を踏まえた援助の充実」というところの２つを兼ねてお話をします。

よく論じられていることですけれども、特に乳児期から今度は幼児期になってまいりますと、どうしても、できる、できないといったこどもさんの外見的、外形的な評価というものが非常に一つの課題になっているということ、これは古くから自己評価ガイドラインでありますとか、もちろん保育指針の改正でも触れられているところではあるのですけれども、特に最近、保護者の方と接していますと、接続期ですね。以前の回でも触れさせていただきましたが、小学校入学前に当たってとか、３歳に上がるに当たって、できる、できないというところが非常に保護者の方も気になられるということで、保育者の方も保護者の方と連携されるというところでは、非常にその辺りが御負担になっていたり、保育者の意識にも偏りが出てきているというようなことを感じております。

私も不慣れなところがあるのですけれども、組織や集団の力学の中ではパレードの法則の派生と言われているらしいのですが、２：６：２の原則というものがありまして、例えば組織の中に10人いるとすると、２人がハイパフォーマーで、２人がローパフォーマーになって、６人がミドルパフォーマーという形で、どうしても、できる、できないというのがその保育士の評価だけではなくて集団や組織の力学的な視点でそういうことがやはり起こり得るということです。こういうようなことを保育者の方がやはり自覚をするということは大事なことではないかと思っています。

特に私が申し上げたいのは、この点ではやはりできないことをできるように援助することというのは、特に自立心というところでは非常に大事なことではあるのですけれども、できないことを許すとか、認めるとか、支えていくという考え方をもう少し保育所指針の中にも文言としてできるかどうかなのですけれども、説明することはできないだろうか。これは、近年課題になっている虐待の防止にも通じるところだと思っています。児童虐待の研究の専門家である森田ゆり先生なども、しつけに関して重要な項目としてできることを許すということを挙げておられるというところもひとつ申し添えさせていただきたいと思います。

２点目は簡単に質問も兼ねてなのですけれども、意見として、実態調査を載せていただいているのですが、家庭との連携を密にして嘱託医との連携云々というところがあるのですけれども、ここの回答が低くなっていることが気になっているところです。この回答が低くなっている理由がどういうところにあるのかということですね。保育所もこども園さんも２番目のところが若干回答が低くなっているということで、ここの低い理由を解析というか、分析する必要があるのではないかと感じた次第です。

長くなって恐縮なのですが、３番目が外国籍のこどもに関しても今回挙げていただいてありがとうございました。令和元年に調査したときに私も委員に加えさせていただいたのですが、母語支援の充実というのが非常に重要であるということが当初から言われています。特に思春期辺りになりますと、外国籍のこどもさんがそのまま日本に残る場合、アイデンティティーの獲得というところで、母語をうまくしゃべれないとか、忘れてしまうことに対して非常にアイデンティティーの獲得に影響があるということを言われています。

こういう点では、国のほうで補助者としてバイリンガルの方を配置するということが補助事業ではされているのですけれども、自治体のほうでこの基準等が十分に浸透していないということもあるのではないかと思っています。

また、家庭支援推進保育事業というものが十分に活用されているとは言い難いのではないか。たしか、40％を超えるこどもが入っている場合という条件がついているところがちょっとハードルが高いのかなと思っていますので、こういうところは周辺的になるかもしれないのですけれども、もう少しこの辺りも検討するということで現場の保育士の方を支えていく。それが外国籍のこどもの保育の充実にもつながるのではないかと感じている次第です。

以上でございます。すみません。時間をいただきましてありがとうございました。

○秋田委員長　倉石委員、どうもありがとうございます。

３点のこと、１点目はできないということ、できる、できないということについて、もう少しできないということを認めたり許す視点ということの重要性、それから２点目は御質問で、３点目は外国籍のお子さんへの母語指導のときの補助のお話をいただきました。

２番の点だけ、もし事務局のほうから忘れないうちに御回答が可能であればいかがでございますでしょうか。後にしたほうがよければ、そう御回答ください。

○西尾補佐　秋田先生、回答についてなのですが、今、即答できないので。

○秋田委員長　分かりました。では、後でまとめてということで分かりました。ありがとうございます。

○西尾補佐　恐れ入ります。

○秋田委員長　では、大豆生田先生、お願いします。

○大豆生田委員長代理　ほかはいかがでしょうか。会場の方も、どなたかいかがでしょうか。

○秋田委員長　ぜひお一人１回はと思っておりますので、待たずしてお願いいたします。

○大豆生田委員長代理　では、飯田先生、お願いします。その後、小松先生、お願いします。

○飯田委員　ありがとうございます。

まとめていただいてありがとうございます。課題と論点案の①、②、③の順で意見をお伝えいたします。

まず、最初のページの課題の２の①のところと、２ページ目の論点案①に関するところですけれども、これまでから保育所等では養護を大切にしてきたと思いますし、皆さんよく御存じだと思うのですが、内容については基本的な事項として大変重要だというふうに理解しております。

ただ、大切にするあまり、養護ばかりが中心の保育になっていないかという懸念がございます。養護の部分はその性質上、保育者の援助や配慮など、保育者が行う行為や関わりが中心になっているのではないかと思います。それで、こどもがという視点を持ちにくい

ようにも感じています。

それは、養護という言葉の持つイメージが大きいのかもしれないのですが、これは個人的に感じているところかと思うのですが、こどもを保護する、守るというような意味合いが強いように感じております。大切なことではあるのですが、こどもの主体性を尊重するとか、こどもを主体として捉えていくという視点が今後入っていくような記載になるということを期待したいと思っています。

また、前回の改定においては、養護だけではなくて乳児保育や１歳以上３歳未満児の保育のねらいや内容が示されたことは大変意義深いと思います。

ただ、その理解においては課題にもありますように、一部の園では保育者主導の一方的な指導が行われている場合もあり、十分な理解がされていないようにも感じています。

また、養護と教育を一体的にというところでもねらいと内容の構成が違いますので、私たちが指導計画を書く際にもちょっと分かりにくくなっているなということは感じています。ねらい、内容、それから内容の取扱い、そして解説について、より深く理解できるように、その周知について大変重要ではないかと思います。ですから、周知に関してはこうした地域の私たちのような保育を指導する立場の者や幼児教育アドバイザー等の役割があるのではないかと感じています。

２つ目です。論点案の②についてですが、ここに示されているとおりだと感じています。こうしてください、ああしてくださいというよりは、本当にここはそうだなと感じていて、やはり一般的な年齢発達やほかのこどもと比べて優劣として捉えたり、少し決めつけたりするようなことが起こりがちだと感じています。一人一人のこどもの理解ということがどういうことなのか、その捉え方が大切だと思いますし、こどもの興味や関心というのは何か、何をしたいと思っているのか、何を楽しいと感じているのか。低年齢であっても、こういう内面的理解に基づいてどのように関わるのか、どのような環境を整えるのか、どんな遊びを充実させるのかを考えられるような改善になればと思っています。願っているということだけですみません。

それから、３つ目の特別支援のところで論点案③ですが、「特別な配慮を必要とする乳幼児に対しても、保育の基本は共通である」というところが重要ではないかと私は感じています。特別に何かを身につけるために訓練的にさせてしまったりとか、できないことをできるようにということが優先されないように、論点案①、②とも関わりますが、一人一人の思いを尊重し、丁寧に関わり、一人一人の発達過程や興味、関心に応じた保育を行うことを基本に置いてほしい。そこがあって、ここに書かれているとおり、個別のニーズに応じて援助していくことは大切ですし、それが特別なことではなくて当たり前のことになっていくことを期待しています。

また、本市では施設種に関係なく個別の教育支援計画の様式を統一しておりまして、なるべく活用していただくように進めています。育ちや支援を小学校以降へ切れ目なくつなぐためにも、こうした計画や記録は重要だと思っています。施設種によって差が出ること

のないように、今回の改定ではしっかりと記載ができるといいなと感じております。
以上です。よろしくお願いいたします。
○秋田委員長　飯田委員、ありがとうございます。
論点に沿って３点お話しいただきました。養護について特にこれからこどもの主体性という保護、養育という観点だけではない視点の重要性、または３つ目としては施設類型を超えた個別支援計画の書式の統一等の方向もお示しいただきました。ありがとうございます。
○大豆生田委員長代理　それでは、続いて、小松委員、お願いします。
○小松委員　小松です。幾つか考えましたので、時間を若干取るかもしれませんけれども、申し上げます。
基本的には、今回御提案いただいた論点というのは、理念とか、追求すべき目標ということでは非常に本質的で重要なところなのだろうと私は考えました。基本的な方針として大切にされるべきところかと思ったのですけれども、一方でこれを具体的にどう実現していくのかとか、し得るのかということについてはかなり多様な論点といいますか、課題といいますか、あるように思われましたので、やや思いつきなのですけれども、幾つか申し上げたいと思います。
まず、先に②のこどもの理解というところですけれども、ここで書かれたこどもの理解を踏まえた保育というのは基本的な方針としてとても重要だと思ったところです。
ただ、これは答えがないプロセスというところがあるように思われまして、終わりのない探究といいますか、少なくとも何かチェックリストがあって、それに合格したらそれでいいですというふうにはならないものだと思われます。
では、ここに書かれたことを実現するために、例えばこどもの姿について保育者同士の共有というものが書かれているわけですけれども、それをどうするのか。例えば、時間とか場所の保障をどうするのかということが一つ必要だと思われますし、これは私が研究者なのでよりそう思うのかもしれませんけれども、こどもの姿とか発達についての理解みたいなものも一つは必要かと思ったりいたします。
そういうふうに共有して考えていく際に、ある種、ファシリテーター的な役割の方が必要かなとも思われるのですけれども、一方で、その方の意見が強過ぎると、今度はその人の意見をみんなで聞いて、そうなんだというふうに理解して終わりという感じのプロセスになりかねない。これはかなり難しいところがあって、少なくともこうやってファシリテーションしたらいいですよというような台本みたいなものはつくれないわけです。
もう一つ、これに関連して、こども理解のプロセスとか、保育を振り返って理解していくというときに、私も教員養成で、その教員養成でも同じようなことを言われるわけですけれども、非常に負荷がかかるといいますか、分かりにくさみたいなものと付き合わなければいけないところがあります。そういうことよりは、固定的な見方を受け入れて、あまり答えの出にくい、ああでもない、こうでもないというようなことはせずに、まず一つの

大きな目標でやっていく。例えば、年長のこどもさんたちだと字が書けるみたいなことはもしかしたらそうかもしれませんけれども、そういうようなことを一つの大きな目標としてどう実現していくかを考えるとか、そういうことのほうがある意味での負荷が少なかったりとか、あるいはそういう明確さを求める大人の側の指向性みたいなもの、あるいはそういう目標を示して引っ張っていくことがリーダーシップだというような考え方もあって、これは保育にかかわらずどんな組織にもあることですし、いいか悪いかは別として大人の社会というのはそういうことで回っている部分というのは否定できなかったりするというふうに考えます。

こどもたちがやがて大きくなって就学していくと、学校に行ったらそういう世界が徐々に見え出すといいますか、そういうようなこととどう相対していくのか。これは、先ほど最初に申しましたような制度的な側面といいますか、例えば時間とか場所というものを一つ申し上げたのですけれども、そういうことも含めて考えていく必要があるなとも思われました。

これは③の「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」ということにもつながってくることだと思っていまして、一人一人の育ち行く過程の理解ということになると、様々な面でかなり深い理解というものが必要になってくる。例えば、アセスメントしましたとなったときに、アセスメントするだけでは不十分で、それをこどもに接する一人一人がどう理解していくのかということで、もちろん偏見とか不正確な理解というものを基にした保育ではいけないわけで、そういうプロセスを実現するための基礎的な条件みたいなものをどうつくっていくのかというのは非常に重要ですし、難しいことと考えました。

長くなって申し訳ないのですけれども、最後に①の養護の重要性ということですが、これについて、確かにここに書かれたように現行の記述を読みますと、構造ですとか、内容ですとか、別の部分に書かれたこととの関連性ということについて少々読み取りにくいと感じるところもございました。

それで、私のほうで一つ気になりましたのは、私は教員養成の仕事をしていますので、やはり教育という言葉との関係で、「養育及び教育を一体的に行うこと」と書いてあるのですけれども、今回はそれが、養護が育ちと学びの基盤という表現になる。これは再整理の一つかと思います。教育という語はどうしても学校教育的なものとか、その先取りをイメージしてしまうところがあって、そこは留意が必要で、つまり育ちと学びの基盤という表現はそういう意味ではある種、適切な方向に向かっているように思われました。

ただ、一方で基盤といったときには、育ちとか学びとは別物というようなニュアンスも読み取れなくもないように思われまして、この辺はさらに検討が必要かと思います。生活自体と学びとか育ちが一体化しているといような側面があるように思われます。それで、こどもたちの生活をある側面から見ると、養護という言葉がしっくりくる。ある側面から見ると、学びという言葉がしっくりくる。また、ある側面から見ると育ちが見えると、そんなことかなと。

例えば、私は親子の会話の研究をしていると申しましたけれども、親子が会話しているところというのを親からの情緒的な支えの側面から見れば、これは養護というふうに見えますし、そこでこどもが何を話して、親がその言葉をどう支えていくかということを考えると、それは学びというふうにも捉えられますし、さらにその中でこどもが使える言葉を増やしていく。これは育ちの一つと言えるかと思いますし、そういう一体感みたいなものがうまく表現できるといいのかなと思ったりいたしました。

長くなりまして申し訳ありません。以上です。

○秋田委員長　小松委員、どうもありがとうございます。

３点のことを、理念全体に賛同されながらも、それが具現化されていく時にやはり保育士の負荷や基本的条件でどのようなことが課題になるかということを御発言いただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、多田委員、お願いします。

○多田委員　よろしくお願いします。多田でございます。

私も、生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実ということで、提示していただいた理念には賛同いたします。その上で、食と栄養に関してどういったことが言えるかということを考えましたので申し上げさせていただきます。

まず第一に、食事の場面は養護と教育が同一の時間、空間で同時に成立する典型的な生活場面ですので、養護と教育の一体性を現場で具体化するという意味では重要だと考えます。この一体性を保育者が適切に理解することは、こどもの安心と主体性を基盤にした関わりにつながると思います。

例えば、食事の場面ですと、先ほどできること、できないことといった議論もありましたけれども、偏食や好き嫌い、食べ残しなど、いろいろなことが問題になるかと思います。

ただ、食事を指導の場に寄せ過ぎるのではなく、こどもの気持ちや体調、発達段階を踏まえて、無理強いを避けてこどもの権利、つまり安心して過ごし、尊重されることを保障するという養護の観点も必要だと思います。その上で、食への関心や自己決定を支える教育的関わりにつなげるといった整理が可能になるのではないかと思います。

その結果として、食べ残さない、完食の達成を目的化するのではなくて、苦手なものに少し挑戦するというプロセスを重視して機会をつくったり、なぜ嫌なのかを対話して理解したりするなど、こどもの主体性を尊重した関わりが促されて不適切な関わりの予防にも資すると考えます。したがって、その指針の中でも食事場面を一体性を体現する代表的場面の一部として位置づけて、基本的な考え方を入れ込んでいただけたらと存じます。

２つ目に、特別な配慮を必要とするこどもへの支援なのですけれども、食は安全確保と参加保障の両面で専門性が求められる領域だと思います。食物アレルギー、摂食嚥下機能の課題、それから医療的ケアを要するこどもなど、個別性の高い支援ではこどもの状態に即した対応を確実に行う必要があります。

この点については、児童福祉施設等における食事の提供ガイドにおいても、こどもとの

生活時間が長い保育者などが日々の状況を十分に把握して、その情報を食事の提供に反映させるためには、各職種の専門性を生かした連携に取り組むことが必要であるといった旨が明記されています。したがって個別支援が確実に実施されるように、保育者を中心に管理栄養士、看護師、嘱託医等が必要に応じて情報を共有して支援方針を更新できる体制整備を指針の中でも明確にしていただくことが重要であると考えております。

以上の２点を通じまして、食事を日々の生活の中でウェルビーイングを支える基盤として位置づけて、養護と教育の一体性の理解促進と、個別支援のための連携体制を明確化していただけたらと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○秋田委員長　多田委員、ありがとうございます。

養護と教育という視点というものを、食事場面がある種の象徴的な重要な場面であるというところからお話をいただき、特別な支援においてもその連携ということの必要性をお話しいただきました。ありがとうございます。

○多田委員　ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、堀委員、お願いします。

○堀委員　堀でございます。よろしくお願いいたします。

私も皆様の今のお話にありましたように､生涯にわたるウェルビーイングということで、特に乳幼児期のありようがこどもにとって生涯の基盤になり、専門職として保育者がその時期を支えるという意味合いが含まれ、方向性としては賛同いたします。

私からは、今回提示された３点についてそれぞれ意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、１つ目の「乳幼児期の育ちと学びを支える養護の重要性の明確化」というところなのですが、保育所保育は認定こども園もそうですけれども、長時間であるということ、そこが大きな特徴であると言えます。そうであるからこそ、また生活の場でもあるため、引き続き養護の部分をどのように保育を形づくるかという点は重要だと考えています。

記載内容については、私もこれまでも少し気になっていたところがありまして、例えば養護の部分は保育者が主語になっている部分が多いのですけれども、保育内容はこどもが主語になっているというところを考えたとき、その点については保育士の援助と乳幼児の姿が混在しているという御指摘をされていますけれども、その点が恐らく何を具体的にどこに視点があるのかというか、軸があるのかというところについては整理が必要なのではないかと思っております。

②についてなのですけれども、「一人一人のこどもの理解を踏まえた援助の充実」というところですが、この点はまさに保育の質につながる点だと考えます。保育者一人一人の営みでもあり、また園全体で取り組むことでもあると思います。先ほど、できる、できないということも先生方からお話がありましたけれども、私は乳児保育が専門なのですが、特に言葉で表現することの難しい乳児期、乳幼児期前期のこどもたちも意見表明権をしっ

かり持っている。そのこどもたちの思いをどのように保育者が捉え、そして園全体でどう支えるかということはとても大切だと思っております。そういう意味で、こども理解をどのように深めていくかというところで、丁寧に考えていく必要があるのではないかと思っております。

ただ、一方で、今の指針の解説の中に「ゆるやかな担当制」という文言があると思うのですけれども、この文言があることで担当制保育が広まったよさ、そしてこども一人一人を丁寧に見ていくというよさがある一方、先生方が抱え込んでしまうという悩みも一つ生じてしまったという現状も耳にします。

そう考えたときに、指針の中で方法論を示すということをどのように考えるのかということは、私は「ゆるやかな担当制」はすばらしいと思っているのですけれども、それが正しくといいますか、適切な理解に果たしてつながっているだろうかというところについてはもう少し皆さんの御意見も伺いたいと思っています。

最後に③についてなのですが、「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」というところで、障害のあるお子さんであったりとか、保育所保育は長年そういった様々な丁寧な保育ということ、全てのこどもたちという点では受け入れてきた部分が多いと思うのですが、またここにも担当の先生がお一人で抱え込んでしまうという現状もあります。

今、例えばこども家庭ソーシャルワーカーであったりとか、こども家庭庁のほうでもされていると思うのですけれども、今は福祉局の専門家の養成もされていると思いますし、これは文部科学省のほうのキンダーカウンセラーですね。そういう心理職の存在というものも同時に整備されてきているところですので、保育者だけでそうした対応をするのではなくて、様々な専門的な多職種連携というところを指針の中でも具体的に、または制度としても形づくっていくと、各自治体のそれぞれの努力でされているところではありますけれども、そうしたところも踏まえて全てのこどもたちということが必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○秋田委員長　堀委員、ありがとうございます。

３点のことで、養護のところは主語が保育者で、内容のところがこどもになっているところの視点をどのように取り扱っていくか。また、「ゆるやかな担当制」をはじめ、指導方法を指針の中でどのような形で書き込むのか、書き込まないのかという点。また、３点目として多職種の連携が重要な視点になるというお話をいただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、柿沼先生、お願いします。

○柿沼委員　よろしくお願いします。

今回、御提示いただいた方向性で非常に私は良いと思っています。まず今回の会議に携わらせていただいて感じるのが、今までの指針がなかなか現場レベルだとうまく活用できていなかったりとか、養成課程においてはそれを学んだとしても、現場に入ってから指針

に戻るという行為が各事業所やいろいろな施設では行われていないように感じているのです。本来は保育所であるならば、家庭で保育が難しくて、その保育を必要とするこどもが通うのが保育所であれば、家庭においてもこの指針というものが非常に有効であるものだと思っているのです。

そう考えていくと、今回の指針の養護の部分が前面に出ていて非常に良いと思います。ただ、養護と教育の一体化という言葉が非常に難しくして、教育に引っ張られてしまうような気がするのです。そうすると、保育所等では乳児保育ではなく幼児のほうに力が引っ張られているように感じることが多くて、年齢に応じていないような教育を求めていったり、本来、保育は個々からスタートしていって、一人一人から計画があるにもかかわらず、年齢別の計画しかなく、それを４月から３月生まれのこどもたちが１年間同じ内容を求められていく施設すらあるように感じているのです。

保育士不足の中ですから、養成校を卒業してすぐの保育士が現場に入って計画を立てることもあります。指針を理解しない施設では計画もテンプレートのようなもので渡されて保育しているケースもあります。今回の指針はここをもう一回養護とこどもの発達であったりとか、愛着であったりとか、そういったものを前面に出すということが非常に賛同できるものかと思っています。

また私共は６歳から18歳の児童育成支援拠点という要保護家庭のこどもが生活する施設を運営している、ここで生活する子ども達は養護の部分が大きく欠けて育ってきているケースがほとんどです。ですから６歳以上のこどもであっても指針に戻っていく。そして、そのねらいを丁寧に達成していく。そうすると自立に向かっていくという実践経験もあるので、ある意味、ここに書いてあったように、②番のこども理解のところもそうですけれども、発達の目安を書くと確かにそちらに引っ張られていって、「10の姿」ではないですが、到達目標のように感じてしまうということはあるのですけれども、保育現場の保育者からすると、ここは解説書等の役割かもしれませんが、発達の目安みたいなものが提示されていると、年齢ではなく発達段階でいいと思うのですが、そうすると今の発達段階はどこにあって、個々の発達理解が深まり、一人一人のねらいや計画が立てやすくなったり、年齢にとらわれずに発達段階に戻るというようなことが指針を通してできてくると、非常に効果的というか、非常に現場はやりやすいのかなと思っているのです。

そして、養護の部分が中心となってここは分かりやすく書いてあって、一番大事なのはこの養護の部分なんだと、ここが一番であって初めて次の段階にいったりとか、対人の関係にいったりということでいくと、その部分が前面にいくということであると、もしかすると社会全体が指針を見ればこども理解が深まり子育てしやすくなる等、情報過多の世界で迷うことも少なくなってくるのかなとも考えたりします。

繰り返しになりますけれども、今後誰でも通園制度の場や家庭に育つこどもたちが集団の場に行ったりとか、または家庭保育、子育て支援の場でも、今回の指針が養護が強く書かれて、発達が分かりやすくなり、非常に使いやすいものになれば、社会全体が今回の指

針を使ってこどもを丁寧に育てていくことができるかなと思いますので、今回の方針は非常に賛同できるものかと思っています。

ちょっとまとまりませんけれども、以上になります。

○秋田委員長　柿沼委員、ありがとうございます。

今後、家庭でもこの指針が養護というところを読んでいただいたり、理解できるような形にしていくためにも、発達の過程というのでしょうか、それがどういうふうに育っていくのかということが見えるような書き方をしていくことが、結局様々なその後の基盤になっていくのではないかということの御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、北野委員、お願いします。

○北野委員　北野でございます。ありがとうございます。

私は柿沼先生と全く同意見で同じことを申し上げようとしていたので重なってしまいますけれども、よろしくお願いいたします。

私が一番今回うれしかったのは、このピンクの論点の右肩にある「０歳児～」の「～」です。０歳児とか、０から２歳児の未満児ではなく、「０歳児～」ということは、やはりこの養護がその後の育ちにすごく大事なんだよということが明記されているということがとてもうれしかったです。

ということは、逆に言えば、では養護というのはどういうことなのでしょうねということで、０歳からの養護、１、２、３、４、小学校、中学校に上がっていく、その全ての人の育ちを支えていくときの養護をどう捉えるかということを押さえる必要があるのだなと思っています。

私たちの中では養護と、ただ単に生命の保持、情緒の安定というのは当たり前のことなのですけれども、一人一人が違うということ、例えば今、100か月の育ちで言えば、安心と挑戦、そしてそれができるためには安心で、その安心の前に人と心を通わせるとか、信頼できる大人がいる、信頼できる人がいるということが大事なのです。そこを大切にしてこどもの24時間を視野に入れて、今日の何々ちゃんの様子はその背景や環境も酌み取った上でこうだねというふうに丁寧に対応しているつもりだったのです。しかし、この水色のペーパーの最初の課題のところに、やはり理解にばらつきがある。現場は混乱している。それから、乳幼児の思いを置き去りにしているところもあるのではないかという指摘を受けたときに、やはり私たちが養護の押さえ、教育の押さえ、そしてその一人一人を大事にしているというのはどういうことなのかということをある程度分かりやすい文言で書いていく必要があると思いました。

その点でも、先ほどの先生と全く同じ意見で、例えば論点①も、それから②も共通するのが、大綱化されて大きく、おおむねという捉え方をしたことで、ひょっとしたら発達の流れが園によっては、保育者によっては曖昧になってしまったのではないかというところも考えられます。

緩やかに押さえてしまうと、決してゴールとか目標地点ではないですけれども、やはり段階を追ってその子の育ちを支えなければいけないのに、その支えなければいけないものが揺らいでいるのではないかと思ったら、この解説等の中で、アンバランスを浮き彫りにするとか、その子の育ちの育てにくさを浮き彫りにするという意味ではなくて、発達に応じたものというのはどういうことなのかという押さえ、発達を保障するという押さえが丁寧になれば、この①番、②番がクリアしやすいのではないかということです。

それから、③番においては項目では「特別な配慮を必要」と書いてありますけれども、内容はやはり全ての乳幼児というところですから、そこは本来、私たちがこれまで大事にしてきた一人一人を丁寧に見ていくということをさらに強く打ち出していただくと同時に、保育所の専門性とともに多職種の専門性を受け入れようとする。受け入れる、連携が当たり前というような風土になっていくような書きぶり、押さえが大事になっていくのだろうと考えました。

私が所属しております全国保育士会でも、最初にこの養護と教育が一体となって営まれるとなったときに、やはり混乱したんですね。これはどういうことだろう、現場でどういうことだろう。そこで、これも具体的ではないのですけれども、保育における養護とはこどもが心身ともに心地よいという環境を整えて、こども自身が主体的に育つことを助ける営みだ。教育は、知識を伝えるとか教えるということだけではなくて、感じる、探る、気づくといったこどもの興味関心を引き出すことだと捉えました。

ですから、それが一体的にということは、やはり安心で、安全で、さらにその養護的側面を大事にしながら、こどもの主体的な経験をしっかりと支えていく。態度の育ち、言葉を覚える、運動能力の獲得をする、そういったことを支えるということを表裏一体として考える。

しかし、源には養護の支え、安心の支え、人を信頼するという支えがあるということに重きを置いた解説等をさせていただいたところです。

ですから、今回の論点で書かれていることは本当に賛同ですし、ではこれが混乱しないように、ばらつきがないようにするための解説、この押さえを一緒に考えていけたらいいなと思いました。

以上でございます。

○秋田委員長　北野委員、ありがとうございます。

養護と教育ということをどう説明していくことが、誤解なくいろいろ広く理解されて伝わっていくのかというころについて、それぞれの観点から、０歳からの養護ということが基盤になるというところをどう説明するのかというようなことの具体のお話をいただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、松井委員、お願いします。

○松井委員　失礼いたします。松井です。

私のほうから、大きく２点について申し上げます。

まず論点①の１つ目の養護が乳幼児期全般を通した育ちと学びの基盤となるという位置づけというのはほかの先生方もおっしゃったように非常に重要ですし、より分かりやすく明確な整理になることに期待を寄せております。

①の２つ目にあります「保育士等の援助と乳幼児の姿が混在する箇所がある」ということは実際に堀委員も指摘されていましたけれども、それともう少し加えて、指針や解説書の中で前半に保育士が主語で始まった一文が、後半にはこどもが主語となっていたり、あとは、してもらうであるとか、何々を持たせてあげるといったようなこどもが主体となっていないような表現も散見されたりして少し気になっていたところでした。

年齢が幼いほど、世話を受けるようなことは多くありますけれども、養護は食事とか睡眠などのいわゆる丁寧なお世話みたいなことにとどまるのではなくて、例えば物すごく細かいことで言いますと、こどもに尋ねてから鼻や口を拭くとか、こどもが手を伸ばしてから抱き上げて移動するとか、なかなかそんな気持ちになれないこどもの着替えを保育者の方が本当に気長に待っておられる姿というのは、まさにこどもを主体として見たこどもの思いとか意見の尊重でもありますし、芽生え的であれ、こどもの意見表明を支えるものだと思います。

それは論点②の３つ目にありますような乳幼児一人一人の人権に配慮して人格を尊重することにつながっていくのだろうと思います。

養護において重要な視点というのは理念として既に網羅されていると思いますけれども、こども自らが選んで行動するとか、非言語的に表された思いを受け止めるというようなことも含めまして、こどもが主体となっていることにもう一歩踏み込んで明確に読み取れる記述としながら、その丁寧な世話というものを超えて園生活全体における遊びを通したこどもの学びの基盤として養護がある。そこでどのような適切な援助や応答的な関わりが具体的に求められているのか。ほかの先生方からも御指摘がありましたけれども、分かりやすく提示できるといいと考えます。

その意味でも、論点②の２つ目にあります「自らのまなざしや関わり方が乳幼児にどのように受け止められるかを振り返る視点」というのは、こども側に立った表現や見方であると思います。

それから２点目ですけれども、これも論点①、②、③、全てに関連してくると思いますが、園生活における様々な場面において一人一人のこどもの思いを受け止めるというときに、こども同士の葛藤とか、いざこざ場面も欠かせないだろうと思います。こどもたちが遊びに夢中になる中で徐々に気持ちの調整ができるようになるものですので、けんかが起こったときに、ごめんね、いいよで終わらせたりですとか、気持ちの調整をつけさせるのではなくて、こどもそれぞれが納得して気持ちの調整をしようとする姿を支えることが重要になってくると思います。

葛藤とか、いざこざを経験するというのは、こどもの発達において大きな学びの機会となりますし、そういったこどもが肯定的であれ、否定的であれ、両方の気持ちを安心して

表すことができて、それらを丁寧に受け止められることで、育ちビジョンにもあります安心と挑戦の循環へとつながって、養護が基盤となった育ちと学びが育まれていくのではないかと考えます。

以上です。

○秋田委員長　松井委員、ありがとうございます。

養護ということを、より広く、養護は育ちと学びの基盤になっていくというところ、教育の一体性というだけではなくて、こどもの主体性の側から述べていくことの必要性ということを具体的にお話しいただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、石山委員、お願いします。

○石山委員　石山です。よろしくお願いします。

今回示していただいた３つの部分ですが、どれも重要な部分であると捉えております。示されたところについては理念的な部分ですので、今回の改定に伴って実際に載せるページ前段のほうに持ってきてもいいのかなと思います。

１つ目の「養護の重要性の明確化」というところですけれども、大変重要な部分だと感じております。確かに位置づけ、記載内容の整理というところがここに記載されておりました。実際に現場でも０歳児から５歳児まで養護と教育が一体となって進めているところではありますが、年齢が進むにつれて教育の部分がだんだん多くなっています。

養護について意識しながら保育をしていくことが大変重要であると思いますので､資質、能力のところでもイメージ図というものがありましたが、それと同じように何か整理したものが示されているものがあれば、非常に現場としても理解が深まるのではないかということを感じております。

２点目は、②の「一人一人のこどもの理解を踏まえた」というところですけれども、ここに書かれてあるとおり、こども理解のためには過程や思いに目を向けることが重要だということで、やはりこども理解、内面理解という点は非常に重要になってくると考えております。さらに、その点について保育の質の向上や、よりよい保育をしていく上でも非常に重要になる点であると思います。そして、ねらいや内容を示していく際に、乳幼児教育の理念にのっとり示していくことも一つではないかと感じております。

３つ目の「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」という点では、２つ目の黒丸の「保育の基本は共通である」という部分は大変大事なところだと感じております。その点について補足としまして、園全体での理解ということも必要であるということと、それから保護者の困り感に寄り添った支援という点についても併せて示していくことが必要になるのではないかと感じております。

以上です。

○秋田委員長　ありがとうございます。

石山委員から、養護と教育の関係を図のような形でもう少し示してみると、より全体に分かりやすくなるのではないかということや､それから特別な配慮の基本にある一人一人、

皆、共通だというところの重要性などを御指摘いただきました。ありがとうございます。
○大豆生田委員長代理　続いて、高辻委員、お願いします。
○高辻委員　ありがとうございます。
私も、全体の理念としては賛同いたします。その上で、幾つか申し上げたいと思います。
養護という言葉が今回取り上げられていますけれども、指針における養護という言葉は、策定以来、例えば当初は家庭での養育、とりわけ母子関係と対比しながらとか、あるいは教育との対比とか、そういう概念として保育所及び保育者の役割というものを明確に位置づけるための鍵となる考え方として、かなりその時々の社会的な状況の影響なども受けながら論じられてきた経緯があるのかなと受け止めております。
一方で、養護という言葉の中身、では養護というのは何だろうかという辺りをいろいろ細かく読み解こうとすると、保育所という場としての機能と、あるいは保育者の対人援助職としての姿勢や行為、両方の意味合いで使われているのかなですとか、あるいはそこに身体的な援助もあれば心理的な援助も両面含まれていたり、さらには健康・安全の管理という非常に具体的でマニュアル的な事項もあれば、もう少し一人一人に対する温かい気遣いに満ちた関わりとか、あるいは非常に全体的といいますか、感覚的な意味での場の雰囲気みたいなものにまで及ぶような、非常にふわっとしたというか、大きな概念として語られたり、非常にいろいろな要素が含まれていて、かつ多面的というところがあります。そしてまた先ほど申し上げたように文脈によっていろいろな語られ方をしてきたことで、保育所保育というものを考える上で非常に重要なものでありながらも、これまでの委員の方々のお話に出てきたように、構造的に捉えるということがやはりとても難しいという課題を抱えてきたのかなと思っております。そういう意味で、先ほど石山委員からもありましたけれども、今回の整理の中でしっかりと構造化していくということは非常に大事だなと思います。
また、そうしたことと合わせて、養護と教育の一体性という言葉についても、これまで策定や改定に関わってきた委員の方々の書かれた過去の解説などを見ても、今回のこちらのペーパーの①にあるように教育の土台、あるいは基盤というような言い方をされていることもあれば、先ほど小松委員からも御指摘がありましたけれども、保育者の援助という行為そのものに養護的な側面と教育的な側面、どこに視点を当てるかで両方合わせ持っていることが読み取れるというような、行為そのものの両義性というか、両面があるんだよというような解説の仕方をされているところもあったりします。特に後者の両面あるよというところに関しては、低年齢児の例えば排泄であるとか、食事場面とか、そういう生活場面における保育者の関わりなどがよく例に挙げて語られていることが多いかと思います。どれが正しいとか、どういう言い方が一番適切かということではないとは思うのですけれども、そういう中でも少し考え方の整理が必要かと思っております。
そういう意味では、現行のように総則の第２節で「ねらい及び内容」で示す形が養護についての基本的な考え方を日常の実践とつなげるという上で最適なのかどうかというのは、

今回の御提案のとおり改めて検討が必要ではないかということで賛同するところです。

もう一つ、②のところのこどもの理解についてです。これはやはり養護ということを考える上でも、もちろん教育を考える上でもそうですけれども、そのベースになってくるこどもに対するまなざしの向け方ということが非常に大きいところかなと思います。その中にあるのが、発達の理解ということと、それからこどもを一人の人間として固有の人格を持った権利を尊重されるべき存在なんだというこども観というものですね。

それから、発達というものをどう理解していくのか。保育所保育における発達観がこども理解の一つの背景として、根拠として非常に重要ではないかと思います。そういう意味では､発達のプロセスというものを､何歳になったらこれができるという書き方ではなく、やはりこどもにとって、成長していく中で、例えば保育者とはどういう存在なのだろうかとか、それからその中で保育者との関係を基盤にしながら、さらにこども同士の関係というところに広がっていく。あるいは物への関心とか、関わりが様々な面での育ちを支えていくという、こどもにとっての周りの人たちや周りの物的な環境の意味、それが発達とどう結びついているのか。そういう意味での発達のプロセスをしっかりと描き、その中にこどもの主体性というものを大事にしている保育ということが価値としてしっかり伝わるような、そういう発達の描き方を改めて踏まえた上でのこどもの理解という示し方が非常に大事かと思っております。

それから、３点目の「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」、これは非常に大事なところということで書かれた内容には賛同しております。その上で、やはり集団で共に生活する場だからこそ、こどもたち一人一人の配慮とともに、こうしたこどもたちが共に過ごすことで、ほかのこどもたちも含めてそれぞれが育ち合うんだ。そこをやはりしっかりと見ていくところが保育所保育ならではの視点の大事なことの一つだと、その育ち合いというところも大事かなと思います。

また、多職種の連携ということもとても大事ですし、そういう意味では今日、個別の支援計画というものをしっかりと位置づけていくということはこれからますます求められていくかなと思いますけれども、その際にやはり多職種間がしっかりと連携するために、お互いがお互いの専門性をちゃんと理解する。そういうことを支える多職種間での対話ですね。使っている言葉一つ取っても、平易に見えても文脈によって、「遊び」などは特にそうだと思うのですけれども、その専門性を背景にしてやはりそこが分かっていないと話しているようでも趣旨が伝わらない。専門職ならではのほかの専門性に対する理解ということも必要になってくると思いますので、そういった多職種連携に当たっての本質的なところでの互いの理解ということなども非常に重要な要素かなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○秋田委員長　ありがとうございます。

高辻委員から、養護という語が多面的文脈、時代的な背景に支えられてつくられてきたものをもう一度構造的に整理することの必要性、または総則の中にそれをどこに書き込む

のかという御指摘。

そして、２点目としてはこども理解ということの背景にある発達観というものをどのように示していくのか。また、特別な配慮を必要とするというところでも、多職種間の連携だけではなくて、そこで使われる知識や用語を含め、お互いが理解をし、対話をすることの重要性をお話しいただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、小枝委員、お願いします。

○小枝委員　ありがとうございます。小枝と申します。よろしくお願いします。

私は、３番目の「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」というところに関して、１点思うことを述べたいと思います。

この中には、その子に対する援助を専門職や専門機関と適切に連携して行うということが書いてあるわけですが、それに加えまして、ほかの乳幼児に対してもその子の特性を理解し、受け入れるということを働きかける。そして、インクルーシブ保育を実践するというようなことをぜひとも書いていただけたらと思っております。

そういうことで、参考資料のスライド10枚目、11枚目を出していただけますか。そこにデータが出ていると思うのですが、質問８の割合がちょっと低いんです。これがインクルーシブ保育を実践することを通じてこういったものが改善されていくのではないかと考えていますので、ぜひその子に働きかけるだけではなくて、ほかの乳幼児に対して、あるいはその保護者に対してもその子の特性を理解して受け入れるといったことを促していく。そういったようなことを書いていただけたらと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○秋田委員長　小枝委員、ありがとうございます。

特別な支援、配慮を要する、その対象児だけではなくて、他の乳幼児や保護者が受け入れていくというインクルーシブ保育について書き込む必要性を御指摘いただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、河合委員、お願いします。

○河合委員　ありがとうございます。河合と申します。

論点をお示しいただいてありがとうございます。論点に沿って少しお話をさせていただきます。少しお時間をいただくかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず論点の①の部分ですけれども、この中に指摘があるように、重複などがあるようでしたらその整理、確認は大切かと思います。第２章、保育の内容の中に置かれている場合は、そのことが保育を通してこどもたちに届いていくので整理は重要かと思います。

また、この資料の一番上の黒い四角のところですけれども、養護が基盤になるという考え方はとても重要だと思いますし、そういう意味で幼保連携型認定こども園教育・保育要領の書きぶりは保育の全体にかかっているような意味合いを持ってこのように記載されているのではないだろうかと改めて感じたところです。

そして、②のところですけれども、幼児教育の計画や実施や評価、改善、いわゆるPDCA

サイクルと言われますが、これらの全てはこどもの理解から始まると言われています。それで、こどもの理解というのは大人がこうだよねと分かるために理解をするというのではなくて、ありのまま、そのままのこどもをまず受け止めることだと考えます。

実践においては、実はこどもは一見してよく分からないこともたくさんあって、こどもが発していることが何なのか、すぐには理解できないことも多いかと感じます。その分からないということも含めて全て受け止めることから始まる。これは、こどもが生まれながらに権利を持った主体であるということとも関連することかと思っています。

それから、一人一人のその子の発達の理解と、ここの②にも「保育教諭等の気付きや振り返りを通して」ということが書かれているとおり、その子の発達の理解と実践の振り返りの両面、これが幼児教育や保育における評価ではないかと考えます。幼児理解に基づいた評価などと言われることもあります。現行の指針における保育士等の自己評価にはこれらに関連することが既に書かれていますので、より充実させて明示することが重要ではないかと考えます。

それから、２つ目の黒丸のところです。私も本当にここの「自らのまなざしや関わり方」というのはすごく重要だと思います。今までのこどもは自分との関わりから生じた姿であるという捉え方は重要だと考えています。さらに、ここにある多面的な理解というのもとても大切です。様々な保育士、保育教諭等がそれぞれに捉えた姿、その人なりの捉え方で捉えた姿とか解釈というものを園内で安心して皆さんが出し合って、照らし合わせて協議するということは、多面的な理解とか、どう援助するかの方向性が広がって確かになるのではないでしょうか。それは、先生方の保育の手ごたえとか自信、それから園全体でこどもを保育するということで、園としての保育の質向上につながるものだと考えました。

３つ目の黒丸のところです。こどもたちは遊ぶということ、遊ぶ中で自分らしさを発揮したり、思いや願いや意見を表明と今、言っていましたが、意見を表したりしています。遊ぶことを通して主体的に生きる権利を実現するのがこどもであり、日本の保育はそれを大切にしてきていると考えます。まず乳幼児一人一人のありのままを受け止めて、人権に配慮して人格を尊重するという保育がある。その中で、丁寧なこどもの理解を踏まえた援助を充実することで、さらに乳幼児一人一人の人権に配慮し、人格を尊重することにつながるということになるのではないかと思います。丁寧な援助が人権に配慮することではなくて、もとよりそういう保育があって、さらにそれを充実させていくという関係性なのではないかと考えました。

そして、ここは方向性としては賛同するのですが、私は個人的に「不適切な保育の防止」という言葉がこの文章の中で置かれていることに少しだけ違和感を持ちました。それは、保育士や保育教諭など、個人のこども理解や保育の援助のレベルだけで語られるものではなくて、園の組織やマネジメントや研修などを含めた専門性の向上といった構造面の取組も併せて行っていく必要があるのではないかと感じたからです。検討するのであれば、そうした観点から行われるとよいのではないかと個人的には感じたところです。

長くなってすみません。③をもう少しだけお話しさせてください。

保育の基本が共通というのは、本当にそうだと思います。園生活の中で一人一人が十分に遊んで、好きなこととか得意なことを伸ばしていくということは、障害の有無などにかかわらず重要で前提となるのではないかと思います。そして、特別な配慮が必要なお子さんの指導というのは、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すという視点を忘れずにいたいと思います。こどもたちは互いのよさとか、うまくいかないことを含めて、お互いの特徴を受け止め合って、一緒に園生活を送る中で育ち合っていくように感じます。そういうこどもたちから、私たち大人が学ぶこともたくさんあると思います。一人一人が違うことを前提にして、多様性が包摂される関係性を充実させていくということが大変重要だと考えています。

こうした保育としての基盤の上に、これまでお話が皆様からもあったとおり、例えばこどものアセスメントのことや、障害等の状態や、日本語の習得状況などに応じた援助を考えていくときには、多職種との連携は欠かすことができず、その中では互いの専門性を十分に生かし合っていくという視点をぜひ示していけたらいいなと思っております。

長くなって申し訳ございません。以上です。

○秋田委員長　ありがとうございます。

養護全体に認定こども園教育・保育要領のほうでもこれが全体にかかっていくというお話や、こども理解において分かるということよりも分からないことが多いけれども、それはありのままを受け止めていくというところから始まるものがこどもの人権や人格の保障であるという考え方を出していただいた点。また、不適切な保育が個人のものではなく、構造的な問題を有しているという形での表現の書きぶりの問題。そして、特別なところでも集団で、全体でこどもたちが育ち合っていくことの大切さをお話しいただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、吉田委員、お願いします。

○吉田委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

私も、御提案いただいた論点についてはどれも重要であると思っています。

まず①についてですけれども、養護を基盤として整理するということで、分かりやすくなるように思いました。養護のねらい及び内容に関しては、資料に記載のあるとおり「乳児保育に関わるねらい及び内容」と重複する部分がありますし、それから第３章の「健康及び安全」でも類似した記載があるかと思います。現行では、養護の重要性を踏まえてこその繰り返しなのかなとも取れますけれども、やはりちょっと雑然としているという印象もありますので、この第３章の「健康及び安全」も併せて整理されることで、より分かりやすくなると思いました。

それから、細かいことになりますけれども、養護に関する部分では「生命の保持」、それから「情緒の安定」のいずれも生活リズムについての記載があって、それから第３章では睡眠、食事、遊びなど、１日を通した生活のリズムを整えることが心身の健康づくりの

基礎となるというような記載があります。生活リズムの形成に関しては、活動と休息や睡眠が大きな役割を果たします。

特に睡眠に関しては乳幼児期に睡眠覚醒リズムが発達していく時期ですけれども、園によっては午睡の取り方は様々で、かなり差も大きいのが現状かと思います。今の指針でも、午睡が生活のリズムを構成する重要な要素であるということは、保育内容のねらい及び内容で記載されているところですけれども、第３章のほうでは午睡の記載が疾病、感染症とか、安全の文脈になっているかと思います。第３章も含めて見直す際は、今の第３章では食育については特出しされておりまして、もちろんすごく大事なことなのですが、健康、生活リズムに関連して、睡眠やほかの基本的生活習慣についての記載も充実されるといいのではないかと思いました。

それから、③についてですけれども、１つ目の黒丸に「障害のある乳幼児や外国籍等の乳幼児のみならず、全ての乳幼児に対して」とあります。全ての乳幼児に対して少し拡大解釈になるかもしれませんけれども、例えば体を動かすこととか、運動的な遊びに対して消極的な子に対する援助についても、こちらに記載の一人一人に応じた援助が必要かと思いますし、このことに関しては小学校以降でも体育が苦手な児童生徒を課題としてスポーツ庁でもこれに予算を充てていると思います。個々の乳幼児が抱える課題は小学校との接続とも関連することですので、そこを見据えた援助の充実というのは重要であると思いました。

また、この全ての幼児に対する援助の充実は、事務局からの御説明にもありましたが、②で挙げているこども理解が不可欠ですし、こども理解を踏まえた援助によって１枚目の課題に示されている乳幼児を置き去りにした一方的な指導というような課題、指摘への対応、改善になると思いました。

それからもう一点、今日の議題テーマにある「生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実」を前提、念頭に置くならば、５ページ目の参考資料で示してくださっていますけれども、ウェルビーイングは身体的、精神的、社会的に幸せな状態で、身体的、精神的といった側面についてはこれまでの指針でも分かりやすいと思うのですけれども、社会的に幸せな状態ということがあまりぴんとこないのではないかと思いました。この点についてもどこかで分かりやすく示されていると、より具体的にこれらを踏まえた保育の実践につながるのではないかと思いました。

それから最後に、委員の先生方から、できる、できないという御発言がありましたけれども、これに関してですが、私はできないことをできるようにとか、できないことをさせるではなくて、できることを積み重ねることで質を高めていく。つまり、その子なりにできることを認めていくことで、結果的にできるようになるという捉え、そういった立場での関わりが必要だと思っています。

最後はちょっと直接的ではありませんが、以上です。ありがとうございました。

○秋田委員長　ありがとうございます。

吉田委員からは、まず養護と、それから現行の３章の健康及び安全のところを整理して、今度つくっていくときにはそこの中で、特に両方の書きぶりから生活とか午睡を含め、いろいろなところをもう一度書きぶりを考える必要があるのではないかという両側面や、それから一人一人というところで、例えば身体運動などは全てのこどもが好きなわけではない。そういうこどもたちへの援助などの必要性や、社会的なウェルビーイングというところについて説明をしていくことの必要性というようなことも御発言いただきました。ありがとうございます。

○大豆生田委員長代理　続いて、久保山委員、お願いします。

○久保山委員　ありがとうございます。久保山でございます。

皆様の意見を聞いているうちに、挙手ボタンを押すのを忘れておりました。学びの機会をありがとうございます。

今の世の中では、障害があると言われているこどもたちの保育教育に関わっている者でありますけれども、その観点からして、この論点ですね。２ページ目のスライドは非常に大切な内容が網羅されていると思いますし、①、②、③のバランスといいますか、特に真ん中が大事だと思うのですけれども、①、②、③のバランスであるとか、これが一体的に論じられるということが大切だなと思います。

特別支援教育を専門とする者は、保育所やこども園がこういうことを大事にしているんだということを知っておくべきだろうと思います。さらに言えば、保育所こども園がこういう園であってほしい。そうすれば、こどもたちの生きやすさがさらに高まる。今は生きにくいこどもたちが生きやすくなるのではないかということを実感したところです。

さて、それを踏まえて①、②、③それぞれについて感じたことを述べさせていただきます。

まず①番の養護についてでありますけれども、私は保育を専門にしておりませんので詳しいことは分かりません。ただ、保育現場にお邪魔をして、先生方がこどもの隣に並ぶ姿が大好きです。養護というのは端的に言うと、こどもの隣に並ぶといいますか、並ぶ関係を築くということなのではないかと思います。きっとこどもは大好きな先生が隣に並んでくれると、心が温かくなる。僕はこれで大丈夫なんだ、私はこれで大丈夫なんだと思えると思うんです。この並ぶ関係を築けるということ、それからこれならば大丈夫とこどもが思えるということ、これが養護ということなのかなと、先生方のお話を聞いていて思いました。あるがままを温かく受け入れる、共感するということ、これが基本だと思います。

翻って考えてみますと、今、障害があると言われているこどもたちにどれだけ、このあるがままを受け入れて共感してもらうという時間があるだろうか。いつも評価をされて課題を出され、評価をされて課題を出されという人生を乳児期から送っていないだろうかと、すごく心配になります。そういった意味でも、この養護の大切さということを強調していくということは大賛成です。

２つ目ですけれども、これも様々に意見が出ておりますので、私が思ったことを申し上

げますと、大前提として保育所やこども園の先生方のこども理解というのは、例えば医療職が行うもの、あるいは心理職が行うもの、そういった客観的なものと何らひけを取らないといいますか、同等か、それ以上の価値があるものなのだということをまず申し上げておきたいと思います。特に特別な配慮が必要なこどもについては、そう簡単に分かるものではありません。ああでもない、こうでもないと、何度も何度も議論を重ねて少しずつ理解を深めていくという、その過程そのものが大事だと私は思っています。

客観性はないかもしれないけれども、共に生活する者として、今こんなふうに理解ができているんだ。さらにそれを高めていくんだという積み重ねを大事にしていっていただきたいと思いますし、医療職、心理職の人たちも、共に生活する人としての観点というのをぜひ大事にしていただきたいと、そんなことを思ったところでした。保育現場にチェックリストを持ち込むというのは、私はあまり好きではありません。やはり生活の場であるということを大事にしたこども理解があってしかるべきだと思います。

それから、③番目についてですけれども、これについてはここでは「特別な配慮を必要とする乳幼児」に限っているわけでありますが、小枝先生のお話にもありました、周りのこどもたちの育ちということも大事にしたいと考えます。

その意味で、例えば提案でありますけれども、この③のところを、「特別な配慮を必要とする乳幼児が在籍することを前提とした保育の充実」、ちょっと長いですかね。在籍することを前提とした保育の充実、としてみて、そして今、黒丸は２つなのですけれども、３つ目の黒丸として、特別な配慮を必要とする乳幼児の存在が周りのこどもの多様性の理解とか、尊重を育むことにつながる。そうした保育の中で、共生社会の担い手を育むことができるというようなことを書き加えていただけると、今後の議論につながるのではないかと思いました。

ついでに申し上げますと、この「特別な配慮」という言葉が私は大好きです。特別支援、特別支援と言ってしまうのですが、この「配慮」という言葉は今後もぜひ使っていただきたいと思います。

それからもう一点、連携についても大事だと思います。連携の大事なツールとして、教育の世界では個別の教育支援計画、福祉の世界では個別支援計画と言ったりしますが、その大切さ、それから個別の指導計画の大切さはぜひ今回の中に入れ込んでいただきたいと思いますし、特に架け橋期といいますか、就学に特化した就学支援シートといったものもそれぞれ自治体がつくっているものがありますから、そういったものを例示していくということもあってよいのかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○秋田委員長　久保山委員、どうもありがとうございます。

養護に関して並ぶ関係の大切さということ、またこども理解についてすぐに分かるものではない。でも、共に生活をしながらその理解を保育所の者もそうですし、医療職や心理職も共に分かっていこうとすることの大切さを指摘いただきました。

また、３点目のところでは、特別な配慮を必要とする乳児だけではなく、その在籍を前提とするというような形で、もう少し広く全体の関係を書き込むことが必要ではないか。それによってお互いが多様性を理解し共生の社会をつくっていということ、または架け橋期の就学支援に関連するそうした支援シートの在り方等についても御指摘いただきました。ありがとうございます。

それでは、今度は私から大豆生田委員長代理はいかがでしょうかと指名させていただきます。

○大豆生田委員長代理　ありがとうございます。

もう既に皆さんの御意見の中に大切な論点がたくさんあったと思っていますので、重なる点が多いのですけれども、何点かお話しさせていただきたいと思います。

まず１つ目の「乳幼児期の育ちと学びを支える養護の重要性」ということで、養護を乳幼児期の全般を通した育ちと学びの基盤としたことは、私はとても大切な整理の仕方だと思っています。

先日の１歳児のこどもの姿の中で、靴が脱げて履けなくて困っている子に対して、先生が温かく声をかける。温かく声をかけるだけではなくて、あなたはどうしたい？　と言いながら、こうしてみる？　ああしてみる？　というふうに自分のことをきちんと聞いてもらえ、そしてその子は自分なりにこうしたいと言いながら履けたという自信を持って、その後、堂々といろいろなことに手を出していくという姿がありました。まさにそれは安心や養護が基盤になりながら、その延長線上に育ちと学びが生まれてくるという姿だったと思います。

今、１歳児の話をしましたけれども、その上の子たちにとっても同じことが言える。それは安心から挑戦へというふうなこととも同じことが言えるのではないでしょうか。このことをまず位置づけたということは、とても大事なことになるなと思っている。これが１点目です。

それから２点目ですけれども、この２つ目の一人一人のこども理解ですが、今回きちんと一人一人のこども理解ということが位置づいたことはとても重要だと思っています。

ただし、その理解ということに対してはかなりの多様な見方が可能だということも言えると思います。

その中で、特に大切なのは、これをまず一人一人のこどもということで位置づけたことと、先生との関係の中にあるということと、そしてそれはプロセスの中にあるということがとても大事なことだと思います。それは、目の前のこどもとの関係の中のプロセスにおいて、何とかちゃんはこうだったかな、ああだったかな、振り返りだったり、記録だったり、同僚や保護者との対話の中で、今ここのこどもをどう理解しようとする側面と、それを常に分からなさの中で多面的に理解していこうとするプロセス、それはある意味では固定的な理解ではなくというふうに書かれているように、安易なラベルづけではなくて、その分からなさ、その未知性に開かれているということのプロセスの中でこどもを理解して

いくということが、その子を尊重するという側面でもあり、理解するという側面でもあるということがとても重要なことだということを私は２点目としてお話しをさせていただきました。そこに保育者の専門性があるということもとても重要なことだと思います。

３点目です。これも②のところからですけれども、「一人一人の人権に配慮し、人格を尊重する」と書かれています。それは別の先ほどの意見の中にも、その子の声として、ただし、声にならない声というものもあるので、100か月ビジョンの中では思いや願いをというふうに書かれています。まさにその思いや願いを聞くということも含めて、改めて人権だとか人格を尊重する。ある意味では言い換えると、一人一人のこどもに対して尊厳を持った関わりをするということが保育の根幹にあるということを位置づけるという意味でもとても大事なことなのだと思います。

そして、それは同時にこどもの思いや願いが尊重される延長線上の中には、保育者の思いや願いを持ちながら対話的に関わるという意味では、共に主体的な関係性の中に保育が織りなされていくということもまた重要な点ではないかと思います。

最後に４点目で「特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実」ということですけれども、①と②のことは③の基盤になるというふうに思っています。①と②の基盤の下に③が位置づけられているということがとても重要だと思います。一人一人のこどもの尊厳や、一人一人の理解を丁寧にするプロセスの中ということがあった上で、そこに特別な配慮を要するお子さんに対しての関わりの保育者の専門性の基盤があるということがここで位置づけられることが大事であり、先ほど育ち合いという言葉もありましたけれども、多様なお子さんがいるそれぞれのよさが響き合う場として、だから園という場が意味を持つのであり、それはほかの委員がおっしゃられたインクルーシブという言葉で、それぞれのよさが共にあるということの中に、生かし合うということの中に保育の営みがあることもとても重要なことではないかと思いながら考えました。

そして、その延長線上に、その関連性の中に多職種との連携ということが非常に重要なこととして位置づいてくるということなのかなと思いながら、今回のことは私の意見としてお話しさせていただきました。ありがとうございます。

○秋田委員長　大豆生田委員長代理、どうもありがとうございます。

今回の中で、養護について全体的に捉えたことの意義、安心と挑戦とのつながりをお話しいただき、また、一人一人のこども理解ということと同時にそのプロセスということ、重要な関係性とプロセスということをここで強調している点の重要性を御指摘いただいたと思いますし、それによって人権に配慮して人格を尊重していくことが、こどもの一人一人を受け入れると同時に、それがまた保育者の願いや思いという共主体、共に主体としてあるという保育を可能にしていくのであり、この①、②が③を導いていく基盤になっていくのだという育ち合いであったり、多職種連携の必要性をお話しいただきました。ありがとうございます。

まだ若干時間があるので、私のほうでも今、皆様が話してくださったことに完全に賛同

しながら、若干だけコメントを補足させていただきたいと思います。

私にとって、まずこの養護というところに関連して整理が必要だろうと考えております。特に今回のテーマであります「生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する保育の充実」ということでございますが、文部科学省のほうでは現在の教育振興基本計画を立てるとき、ウェルビーイングの議論をしたときに、いわゆる欧米型のウェルビーイングに対して日本のウェルビーイングはどういう特徴があるのかということが京都大学の内田先生を中心にして提案がなされました。非常に関係性、共感、思いやり、社会性のつながりということが、恐らく達成感とか自己肯定感、自分が何かをやり遂げたというだけではなく、関係性というものを日本はウェルビーイングとして非常に大事にしているということ、そういうウェルビーイングを目指すんだということが学校教育のほうでは言われているわけです。０歳からむしろそうした養護的な、いわゆるお世話的なところや生命の保持というところはもちろん極めて重要であり、これまで乳幼児の乳児、未満児のところではここが養護と教育の一体的展開で強調されてきたわけですけれども、今後それがずっと小学校以降までつながっていく養護と教育というところの養護の姿として、幼児の中にも養護というものが心地よくあるために、お互いが保育者とこどももそうですし、こどもとこども同士が支え合っていくという、先ほどの３番のインクルーシブや受け入れ合うというところとつながっていくような養護の在り方がだんだん育ち合っていく関係が養護と教育の基盤になっていく、教育の基盤になっていくというところを丁寧に書いていくことが重要なのではないかということを感じている次第であります。

また、２点目のところに関しましては、この文章の中に事前に意見を言って入れていただいているのですけれども、私は最近、こども理解というものは何か写真を撮って記録を撮って語り合うと理解になるのではありませんよとお話ししています。その前に身体で感知して、自らのまなざしや関わり、こどもが何を注視しているのか、どういう息遣いにあるのかを保育者が同じような体で、感覚で関知していく。そして、そこから分からないけれども探ろうとすることがこども理解の原点にある。だから、何か分かったようなつもりでパターン化しないことが本当のこども理解で、こども理解という言葉に手あかがついてきていないかをもう一度よく考えてほしいということはいろいろな研修でお伝えをしています。

まさにそれが、保育者もこどもの思いや願いを共に探究していく。それが分からなさを問うことが探究であり、こども理解というのはこどもを理解したと思った途端に実は分かっていないという状況に陥るわけで、そうしたネバーエンディングを多面的にいろいろな人と連携して行っていくことが重要だということを今回強調しておきたいと思います。今回「こども基本法」ができて初めての指針ですので、こどもの人権ということにきちんと言及をした指針でありたいと、私自身が思うところです。

また、３つ目の「特別な配慮を必要とする乳幼児」のところの全ての基本が同じなんだということと同時に、先ほどの育ち合いということが重要だということと同時に、私は特

別な配慮を必要とするというのは発達の障害や外国籍のように比較的可視化されやすいことだけではなくて、いわゆるこども自身が生きづらさを感じている、またはこども自身が心地よくない状況にあるこどもは皆、特別な配慮は必要なんだと考えます。それはみんな配慮が必要なこどもであり、その中には身体的な側面もあれば、心理的な側面や、様々な側面がありますが、それをお互いに思い合って支え合いながら受容していくことが充実のためには重要だと考えます。

もちろん発達障害や医ケア児をはじめ、いろいろな個別対応をしていくことも重要なのですけれども、原点にそうした何が特別な配慮を必要とするということなのかということを、なぜ私たちはそこを特別な配慮とするのかということの説明をする必要があるのではないだろうか。決して区別や差別をすることではない。お互いに違いを受け入れ合っていくと同時に、お互いに生きづらさを感じている人同士がケアの基盤というものをつくっていくということが生涯のウェルビーイングに資する養護と教育の一体的展開につながっていくんだということが少し説明できるといいなと思います。

とても指針だけではできないので、それを解説の中で具体的にどのようにこれが保育士の方の負担にならないような形と、条件整備とセットで考えていくのかというのがこれからの議論になるのかなと思っているということです。私から皆様の御意見を伺いながら、少し今まで出ていなかったことでのお話をさせていただきました。

もうそろそろ時間になってまいりましたけれども、もしまだ何か御発言で補足したいことなどがありましたら、若干だけ時間もあるかと思いますが、お手を挙げていただければ可能かと思いますが、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

○大豆生田委員長代理　高辻委員からございます。

○秋田委員長　お願いします。

○高辻委員　申し訳ありません。ここまでの議論は本当に大事だなということを踏まえた上で、１点だけ全く違う視点になってしまって恐縮なのですけれども、養護の中に生命の保持ということが明記されている。ここもやはりすごく大事で、当たり前のことなのですけれども、でもこれが大前提というところは言うまでもないことで、ここは引き続き大事かなと思います。

学校保健安全法のように独立した健康や安全のための法律がない保育所の場合、設備運営基準を根拠としてこの指針で示された内容を踏まえて都道府県で条例をつくって初めて効力が発揮されるというような形になっているので、保育の大前提であるこどもの健康と安全、生命の保持の部分ですね。ここも引き続き非常に大切で、その上で今のいろいろな書きぶりの中では、第３章の部分ですとか、それから計画作成のところでの配慮事項ですとか、あるいは第２章の基本的事項や配慮事項、いろいろ重複する内容とか、若干分かりにくくなっている部分がありますので、そういったところの整理をして分かりやすく具体的に現場に対してお示ししていく。この観点での整理も必要かと思います。

すみません。蛇足な部分もあるのですけれども、１点だけ述べさせていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○秋田委員長　どうもありがとうございます。

生命の保持がいかに重要であるかというところについて、それをまた整理していく方針もお話しをいただきました。ありがとうございます。

それでは、時間もまいりましたので、本日この議事は以上とさせていただきたいと思いますが、最後に次回以降の予定につきまして事務局からお願いします。また、先ほどの補足があればお願いをいたします。

○西尾補佐　秋田先生、おまとめいただき、ありがとうございます。

先ほど倉石委員からいただいた質問なのですが、調査内容について改めて確認した上で後日回答させていただきたいと思っています。

また、次回以降の予定についてなのですが、次回の保育専門委員会は２月５日木曜日に幼児教育ワーキングとの合同開催を予定しています。

以上になります。

○秋田委員長　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第４回「保育専門委員会」を閉会といたします。本日、私のほうがオンラインになりまして、大豆生田委員長代理に大変御苦労をおかけして支えていただき、ありがとうございました。皆様、本当にありがとうございました。

以上で、閉会といたします。ありがとうございました。